

岩手県告示第559号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和2年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 花巻市、紫波郡紫波町及び同郡矢巾町
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年7月2日から令和3年1月29日まで
- 3 実施する公共測量の種類 デジタルマッピング